

# 産業競争力強化法における 事業再編計画の認定要件と 支援措置について

# はじめに

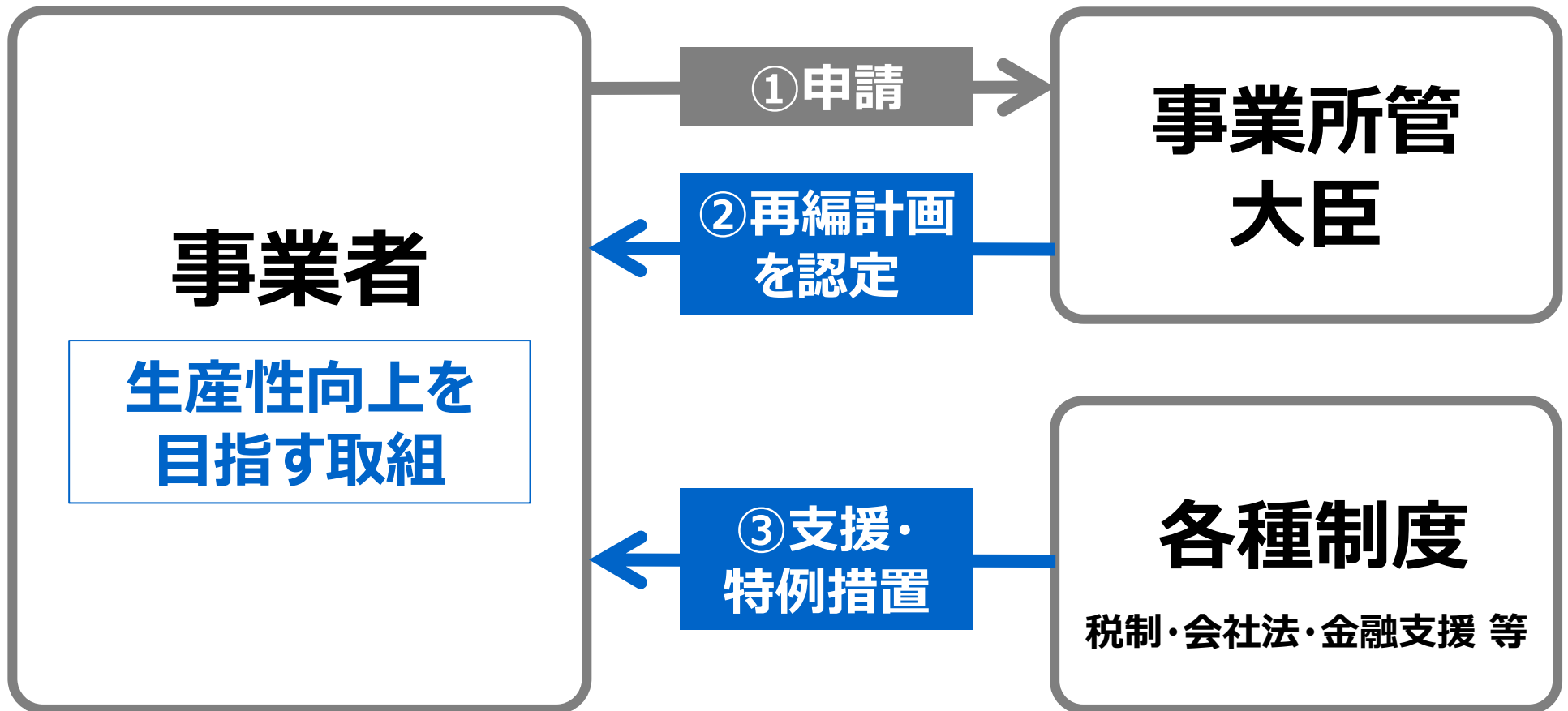
産業競争力強化法では、産業競争力の強化に関する施策として**産業活動における新陳代謝の活性化を促進するための措置を講じる**こととしており、その一環として**事業再編の円滑化**を図ることとしています。

これは、我が国の経済社会全体における経営資源の有効活用を通じ我が国産業における**生産性の向上**を目指すものです。



# 制度の概要

生産性向上を目指し事業再編を行う取組を**事業再編計画**として認定し認定を受けた取組に対して、**税制優遇や金融支援等の支援措置**を講じる



# アジェンダ

**1. 事業再編計画について**

**2. 支援措置について**

**3. スケジュール等**

# 再編計画の認定要件

要件（6要件）	要件の具体的内容
計画期間	3年以内（大規模な設備投資を行うものに限り5年）
生産性の向上 （事業部門単位）	計画の終了年度において次のいずれかの達成が見込まれること。 ①修正ROIC 2%ポイント向上 ②固定資産回転率（有形固定資産＋ソフトウェアの回転率）5%向上 ③従業員1人当たり付加価値額 9%向上（次頁参考参照）
財務の健全性 （企業単位）	計画の終了年度において次の両方の達成が見込まれること。 ①有利子負債／キャッシュフロー $\leq$ 1.0倍 ②経常収入 $>$ 経常支出
雇用への配慮	計画に係る事業所における労働組合等と協議により、十分な話し合いを行うこと、かつ実施に際して雇用の安定等に十分な配慮を行うこと。
事業構造の変更	次のいずれかを行うこと。 ①合併、②会社の分割、③株式交換、株式移転、株式交付 ④事業または資産の譲受け、譲渡、⑤出資の受入れ ⑥他の会社の株式・持分の取得、⑦会社の設立 ⑧有限責任事業組合に対する出資、⑨施設・設備の相当程度の撤去 等
前向きな取組	計画の終了年度において次のいずれかの達成が見込まれること。 ①新商品、新サービスの開発・生産・提供 $\Rightarrow$ 新商品等の売上高比率を全社売上高の1%以上 ②商品の生産方式の導入、設備の能率の向上 $\Rightarrow$ 商品等1単位当たりの製造原価を5%以上削減 ③商品の販売方式の導入、サービスの提供方式の導入 $\Rightarrow$ 商品等1単位当たりの販売費を5%以上削減 ④新原材料・部品・半製品の使用、原材料・部品・半製品の購入方式の導入 $\Rightarrow$ 商品1単位当たりの製造原価を5%以上削減

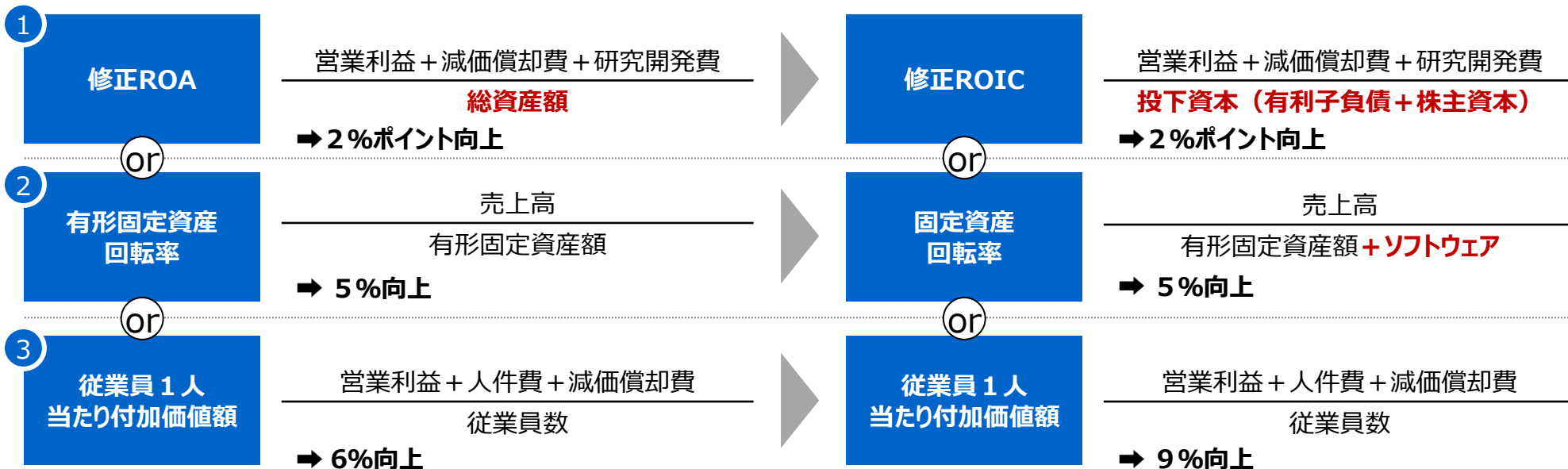
## 『生産性の向上』要件の見直し（令和4年度、令和6年度の税制改正にて見直し）

## 事業再編計画における『生産性の向上』要件の一部を見直し

## 概要

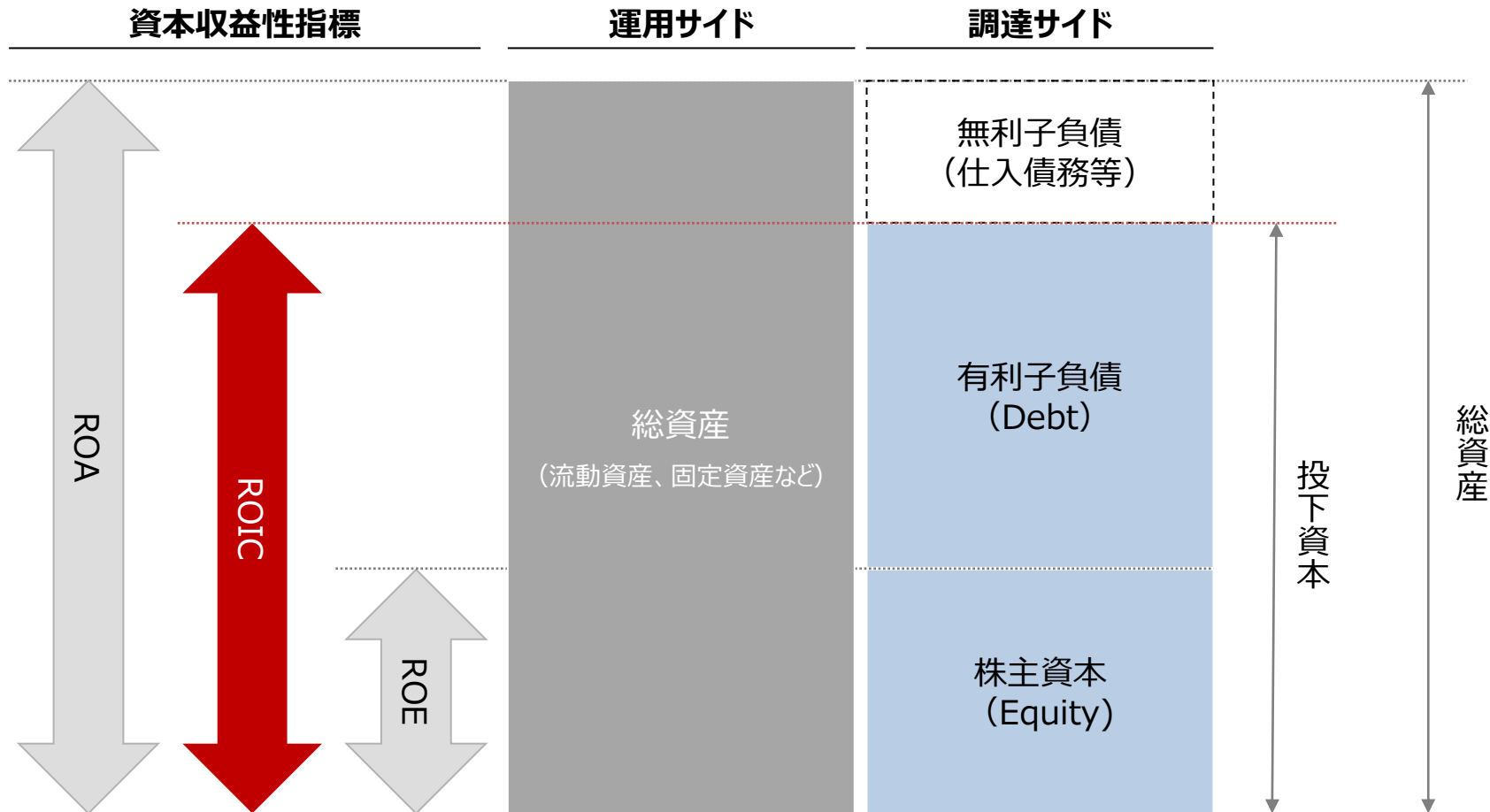
①現行要件である修正ROAを、より事業セグメント毎の評価に適している修正ROICに、②デジタル化の進展を踏まえ、有形固定資産回転率を、ソフトウェアも考慮し固定資産回転率に、③従業員1人当たり付加価値額の向上率を9%向上に変更

## 変更点



# (参考) ROICについて

- 投下資本や資本コストを考慮し適切に事業セグメントの評価をする観点から、**ROIC（投下資本利益率）**は、**事業ポートフォリオを管理する上で適切な指標**



- ※1: 事業セグメントごとの総資産の額から当該事業セグメントにおける仕入債務等の無利子負債の額を控除することで、簡易的な投下資本の額を試算可能であることを便宜的に示したものである。
- ※2: ROIC（投下資本利益率）は、WACC（加重平均資本コスト）と比較することでその指標としての意味が最大化されるため、事業セグメント別のROICを算出する際に、当該事業セグメントのWACCを算出し、これらと比較することが大切である（ROICとWACCの差（EVAスプレッド）がプラスであれば、理論上は、事業活動のために投下した資本に対して、プラスのリターンを得ることができると考えられる。）。関連指標の算出方法については、以下の資料が参考となる。

## (参考) 『生産性の向上』要件の数値算式について

$$\text{①修正ROIC} = \frac{\text{営業利益} + \text{減価償却費} + \text{研究開発費}}{\text{投下資本（有利子負債} + \text{株主資本）の帳簿価額}} \times 100$$

$$\text{②固定資産回転率} = \frac{\text{売上高}}{\text{有形固定資産} + \text{ソフトウェアの帳簿価額}}$$

$$\text{③従業員一人当たり付加価値額} = \frac{\text{営業利益} + \text{人件費} + \text{減価償却費}}{\text{従業員数}}$$

※生産性向上指標算定方法

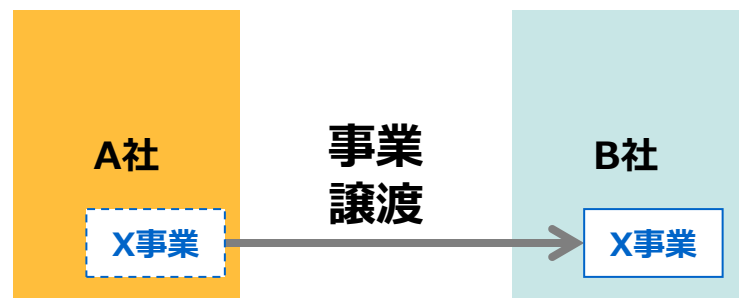
① : 計画終了年度 - 基準年度

②③ :  $\frac{\text{計画終了年度} - \text{基準年度}}{\text{基準年度}} \times 100$

※基準年度の数値は、原則、計画開始直前における事業年度の確定決算時の数値となる

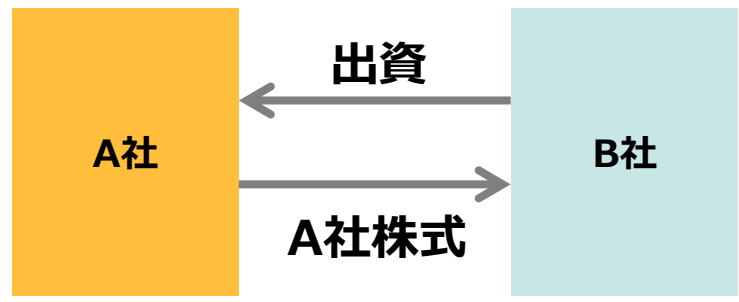
# 『事業構造の変更』要件の類型

## 事業の移転が生じる場合



事業譲渡、合併、  
会社分割 等

## 資本関係が変わる場合



出資受入れ、株式  
取得、会社設立 等

# (参考) 関係事業者の定義について

関係事業者とは、主に以下の①～④のいずれかに該当する事業者

No.	申請事業者の持株比率	申請事業者からの派遣役員	その他の要件	例
①	50%以上			
②	40%以上50%未満	50%以上		
③	20%以上40%未満 かつ 筆頭株主	50%以上		
④	20%以上40%未満 かつ 筆頭株主	役員数筆頭占有者	<p>申請事業者と事業再編計画に関する 他の事業者が<b>共同現物出資</b>で設立 かつ 申請事業者と事業再編計画に関する 他の事業者が<b>合計で100%の株式を保有</b></p>	

# アジェンダ

**1. 再編計画について**

**2. 支援措置について**

**3. スケジュール等**

# 支援措置の全体像

支援措置		事業再編計画
税制	登録免許税の軽減	✓
	債権放棄時の資産評価損の損金算入	✓
	パーシャルスピノフに関する課税の特例	✓
金融支援	指定金融機関による長期・低利の大規模融資（ツーステップローン）	✓
	必要な資金の借入等に関する （独）中小企業基盤整備機構による債務保証	✓
会社法	現物出資等の円滑化	✓
	略式組織再編とキャッシュ・アウトの円滑化	✓
	株式併合の円滑化	✓
	株式を対価とするM&Aの円滑化	✓
	スピノフの円滑化	✓
民法	事業譲渡時の債権者のみなし同意	✓
LPS法	L P S の外国株式等取得規制の適用除外	✓
独禁法	企業結合時の主務大臣から公正取引委員会への協議	✓

✓ **税制**

✓ **金融支援**

✓ **会社法**

✓ **独禁法**

# 税制① 登録免許税の軽減

- 合併や会社分割、出資の受入れ等を行う際に係る**登録免許税を軽減**
- 令和9年（2027年）3月31日までに事業再編計画の認定を受けた上で、その認定の日から1年以内に、当該認定事業再編計画に係る事項について登記を受ける場合に特例税率が適用可能

租税特別措置法 第80条第1項	措置の内容		通常の税率	特例税率	軽減率
1号	会社の設立、資本金の増加		0.7%	0.35%	▲50.0%
2号	合併		0.15%	0.1%	▲33.3%
(括弧書きの部分)	(資本金が増加する場合の合併)		0.7%	0.35%	▲50.0%
3号	分割による設立又は資本金の増加		0.7%	0.5%	▲28.6%
4号 (売買)	不動産の所有権の取得	土地	2.0%	1.6%	▲20.0%
		建物	2.0%	1.6%	▲20.0%
	船舶の所有権の取得	船舶	2.8%	2.3%	▲17.9%
5号	合併時	不動産	0.4%	0.2%	▲50.0%
		船舶	0.4%	0.3%	▲25.0%
6号	分割時	不動産	2.0%	0.4%	▲80.0%
		船舶	2.8%	2.3%	▲17.9%

## 税制② 債権放棄時の資産評価損の損金算入

債権放棄を含む再編計画の認定を受けた事業者は  
資産の評価換えの際に、資産評価損の損金算入が可能に

債権放棄前

債権放棄後

貸借対照表

資産	負債
	純資産

資産の  
評価換え

資産	負債
資産 評価損	債務免除
	純資産

課税所得計算

	課税所得
--	------

損金算入可

課税対象

資産 評価損	債務免除益
	課税所得

債務免除益による  
租税負担を軽減

益金

## (参考) 債権放棄を含む計画について

債権放棄を受ける予定の企業であっても、計画が前向きな事業改革を前提とした事業再編である限り、支援の対象としている。ただし、債権放棄を含む計画が円滑かつ確実に実施されるかどうかを判断するために、通常の認定手続に比べて、追加の書類提出や手続が必要となる。

### □ 申請時の追加書類

- ・ 資金計画に係る公認会計士又は監査法人の報告書(※1)
- ・ 債権者との間での債権放棄についての合意を証する書類
- ・ 減資など、株主責任の明確化を図ることを表明する書面
- ・ 再建計画に対する専門家の調査報告書

### □ 認定後の必要書類

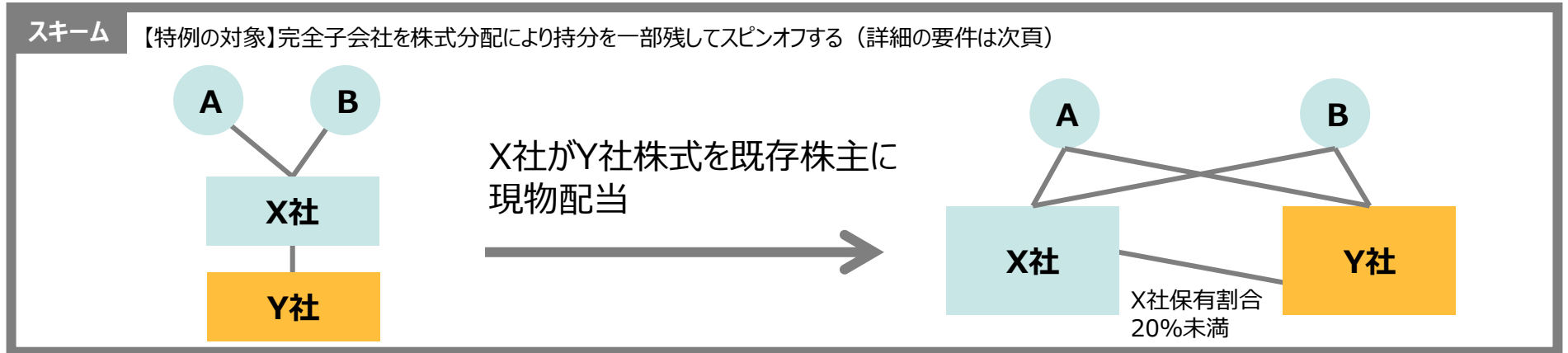
- ① 債権放棄の合意日から4ヶ月以内に提出が必要な書類
  - ・ 合意日から1ヶ月以内に仮決算を行った後の財産目録
  - ・ 資産の評価換えを反映した貸借対照表と損益計算書
- ② 認定後の実施状況報告時の追加書類
  - ・ 公認会計士又は監査法人の監査を受けた貸借対照表と損益計算書(年度のみ)(※2)
  - ・ 四半期ごとに売上の推移表と有利子負債残高の推移表

(※1) 日本公認会計士協会公表の監査・保証実務委員会研究報告第27号「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法における事業再構築計画及び経営資源再活用計画の認定申請書に添付する「資金計画に係る公認会計士又は監査法人の報告書」に係る研究報告」を御参照ください。

(※2) 日本公認会計士協会公表の監査・保証実務委員会実務指針第89号「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に基づく会計監査に係る監査上の取扱い」を御参照ください。

# 税制③ パーシャルスピノフに関する課税の特例

持分を一部残すスピノフについて、要件を満たせば、**移転株式に対する譲渡損益課税は生じず、株主に対するみなし配当課税を対象外に。**



## 税の取扱い

株主

みなし配当課税

株主  
及び  
X社

移転するY社株式に対する  
譲渡損益課税

## 特例による税の取扱い

みなし配当課税が**対象外に**

移転株式は**簿価譲渡**とされ、  
株式に係る譲渡損益課税は**生じない**

※スピノフ：特定の事業部門や子会社を切り出して資本関係の無い別会社とし、経営を独立させる取組。  
切り出された事業部門が、迅速・柔軟な意思決定や独自の資金調達をできるようになることなどにより、企業価値向上の実現が期待される。

# (参考) パーシャルスピノフを含む計画について

## パーシャルスピノフに関する課税の特例措置の適用を受けるための要件

要件	内容
株式のみ按分交付要件	産業競争力強化法に基づく認定を受けた事業再編計画に従って行われる、同法に基づく特定剰余金配当であって、完全子法人株式の100分の80超が移転し、かつ、現物分配法人の株主の持株数に応じて完全子法人の株式のみが交付されること
非支配要件	現物分配法人が株式分配の直前に他の者による支配関係がない法人であり、かつ、株式分配に係る完全子法人が株式分配後に他の者による支配関係があることとなることが見込まれていないこと
役員継続要件	おおむね100分の80以上の従業者が完全子法人の業務に引き続き従事することが見込まれること
従業者継続要件	完全子法人の特定役員の全てが株式分配に伴い退任するものでないこと
事業再編計画認定要件	現物分配法人（特定剰余金配当をする事業者）及び完全子法人（配当株式発行関係事業者等）が、経済産業大臣の定める要件を満たし、事業の成長発展が見込まれるものとして、事業再編計画の認定を受けていること

パーシャルスピノフ税制を利用する際には、通常の認定要件に加えて追加の要件があるため、これに対応した書類提出や手続が追加的に必要となる。

### □ 申請時の追加書類等

○以下の記載（様式第19 別表11）

- ① 現物分配法人グループの事業のうち、経営資源を集中させる事業が特定されていること
- ② ①の事業が現物分配法人グループにおいて継続される見込みであること
- ③ 完全子法人の主要な事業が①の事業以外の事業であること
- ④ ③の事業が当該完全子法人において継続される見込みであること
- ⑤ ①の事業の生産性が向上する見込みであること
- ⑥ ③の事業の生産性が向上する見込みであること

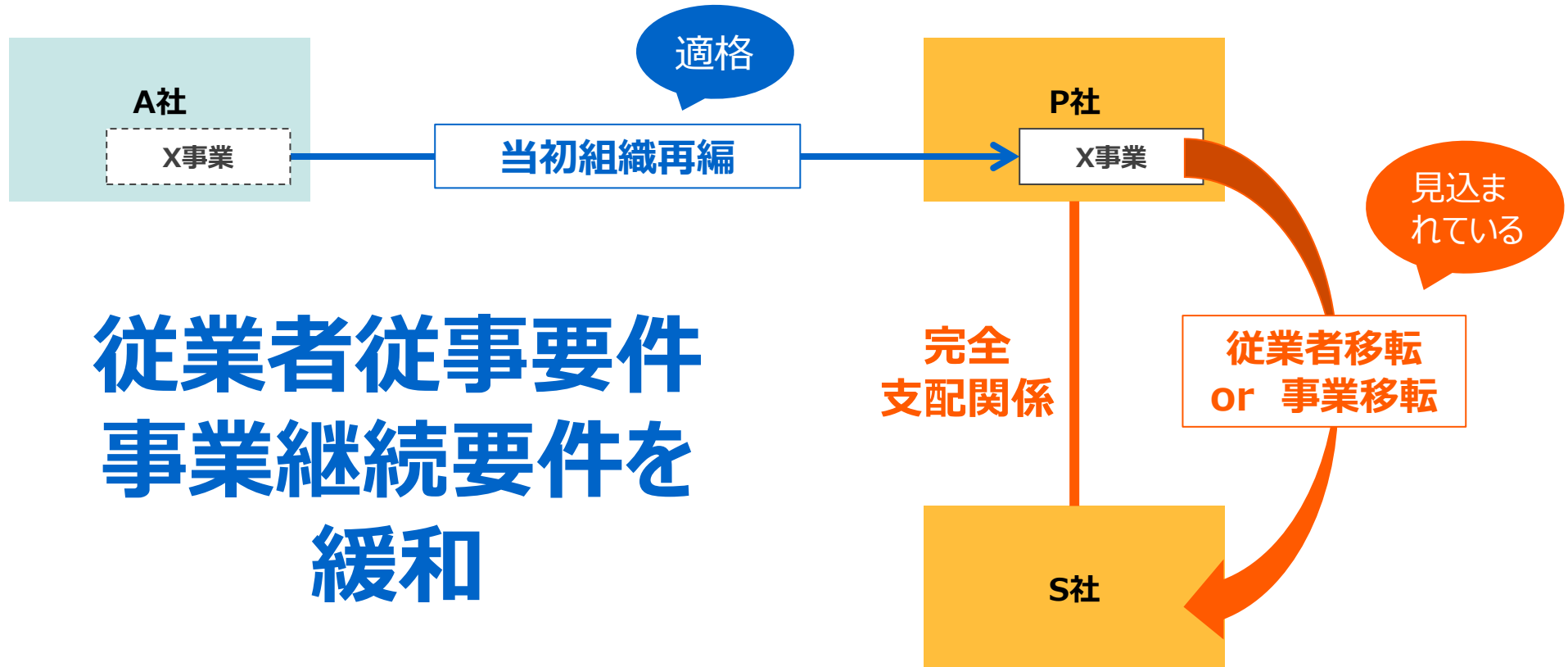
○以下の書類の提出

- ・ 現物分配法人グループの事業のうち、経営資源を集中させる事業が特定されていることが分かるIR資料等の証憑書類
- ・ 完全子法人の主要な事業が上記①の事業以外の事業であることが分かるIR資料等の証憑書類
- ・ 完全子法人の主要な事業の継続予定や継続が前提となっていることが分かる、パーシャルスピノフ実施後の事業運営方針やスケジュール等を示す公表資料や投資家向け説明資料等
- ・ 上記①・③の事業の生産性が向上する見込みであることを示す書類

# (参考) 平成30年度税制改正 組織再編税制における適格要件の見直し

組織再編後に完全支配関係がある事業者間で従業員又は事業を移転することが見込まれている場合でも、**当初組織再編を適格組織再編とする**

(イメージ) 当初組織再編が会社分割の場合



**従業員従事要件  
事業継続要件を  
緩和**

※組織再編税制とは、合併、会社分割、現物出資、株式交換、株式移転、現物分配を含む組織再編行為にかかる課税について定めた税制度のこと。組織再編で資産や負債を移転する場合であっても、実質的にその資産や負債に対する支配関係が継続していると認められる場合、移転資産の譲渡損益及び株主に対する課税を繰り延べることができ、これを適格組織再編という。

## 認定計画に対する支援措置

✓ 税制

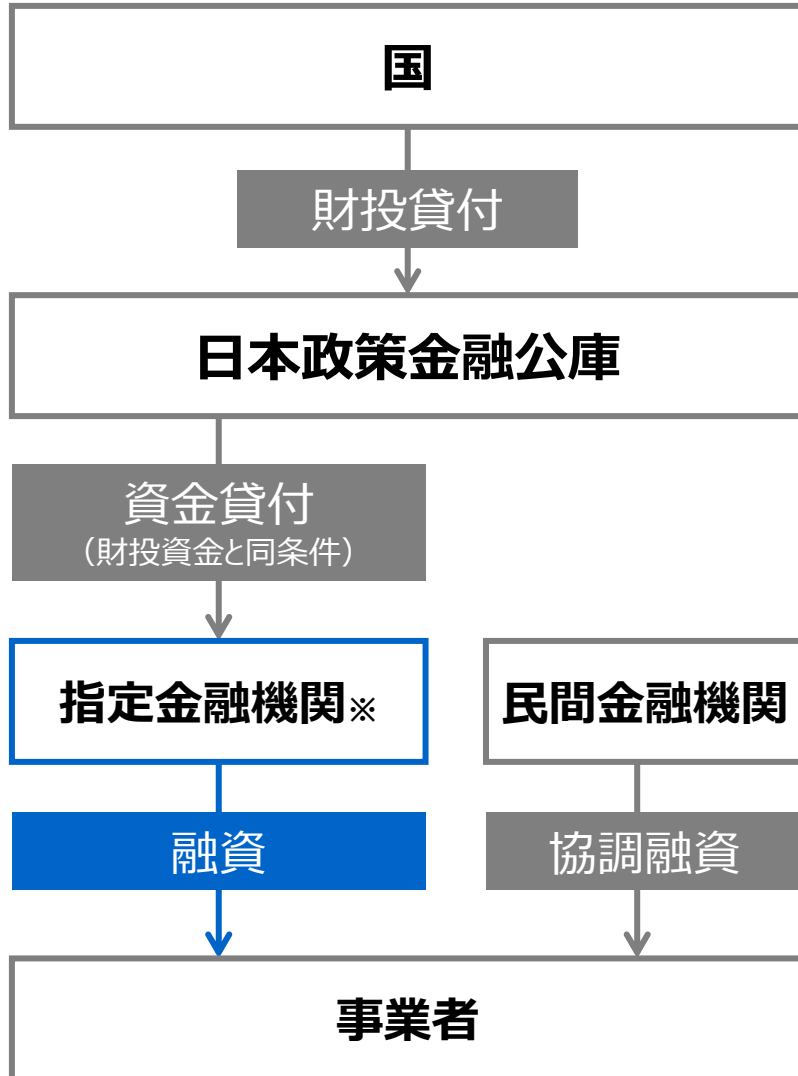
✓ **金融支援**

✓ 会社法

✓ 独禁法

# 金融支援① 指定金融機関による長期・低利の大規模融資（ツーステップローン） （令和3年改正強化法にて拡充）

認定計画に従って、事業再編の実行段階における資金を融資



- 融資期間  
**5年以上**
- 事業規模  
**50億円以上又は  
過去3年間の設備投資額より多いこと**
- 資金用途
  - **合併に必要な資金** ● 拡充
  - **保有する施設の撤去又は保有する設備の廃棄に必要な資金** ● 拡充
  - **生産性向上設備**  
等、事業再編を行うのに必要な資金（債権弁済の資金用途は不可）
- その他  
**指定金融機関による審査が必要**

# 生産性向上設備等の対象と要件

## A：先端設備



### ① 最新モデル

一定期間内に販売されたもので最も新しいモデル

### ② 生産性向上

旧モデルと比較して、生産性が年平均1%以上向上しているもの

※工業会等の確認・証明が必要

## B：生産ライン等の改善に資する設備



年平均の投資  
利益率が**15%以上**  
(中小企業等は5%以上)

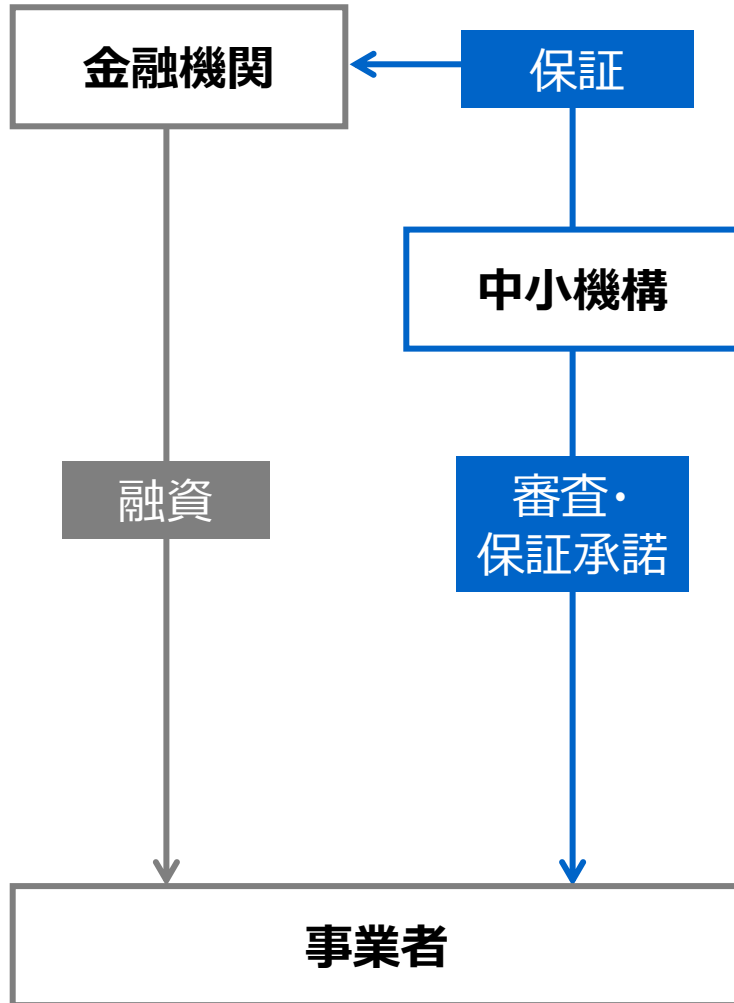
※年平均の投資利益率の算式

$$\frac{\text{「営業利益 + 減価償却費」の増加額}}{\text{設備投資額}}$$

※経済産業大臣の確認が必要

## 金融支援② 中小企業基盤整備機構による債務保証

再編計画に従って、計画実行段階における資金調達を支援



□ 保証限度額

**25億円**

□ 保証割合

**50%**

□ 資金使途・保証期間

**設備資金：10年以内**

**運転資金：5年以内**

## (参考) 保証条件

項目	内容
対象事業者	事業再編に関する計画の認定を受けた事業者等であって、信用保証協会等の保証を受けることが困難なもの
保証限度	25億円
保証割合	借入の元本の50%
保証期間	設備資金：10年以内、運転資金：5年以内 (必要に応じて3年以内で措置期間設定可能)
保証料	年0.5% (無担保払いの場合は年0.6%) ・ 1年毎前払い
資金使途	設備資金、運転資金 (認定計画で認められた使途)
担保	原則として微求。運転資金の場合は、状況に応じて無担保での取扱いあり (保証金額の50%以上の担保で有担保として取扱い)
保証人	原則として代表者の個人補償を微求。貸付金融機関が微求していない場合は免除可能。 なお、経営者保証に関するガイドラインの趣旨を尊重し、対応。

## 認定計画に対する支援措置

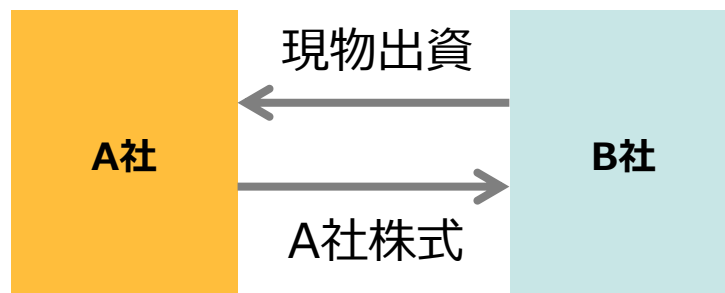
- ✓ 税制
- ✓ 金融支援
- ✓ 会社法
- ✓ 独禁法

# 会社法① 現物出資等の円滑化

会社法上、会社設立時や新株発行時の現物出資等に検査役調査が必要だが、特例措置では**検査役調査が不要**に

スキーム

【特例の対象】設立時の現物出資・財産引受け、新株発行時・新株予約権行使時の現物出資



会社法

**検査役調査が必要**

特例措置

**検査役調査が不要**

※現物出資：金銭以外の財産を出資の目的とすること

※財産引受け：発起人が設立中の会社のために、第三者との間で、会社の成立を停止条件として特定の財産を譲り受ける旨を約する契約

※検査役調査：裁判所が選任する検査役が、現物出資財産の価額を調査して、その結果を裁判所に報告する手続

# 会社法② 略式組織再編とキャッシュ・アウトの円滑化

(平成30年改正強化法にて新設)

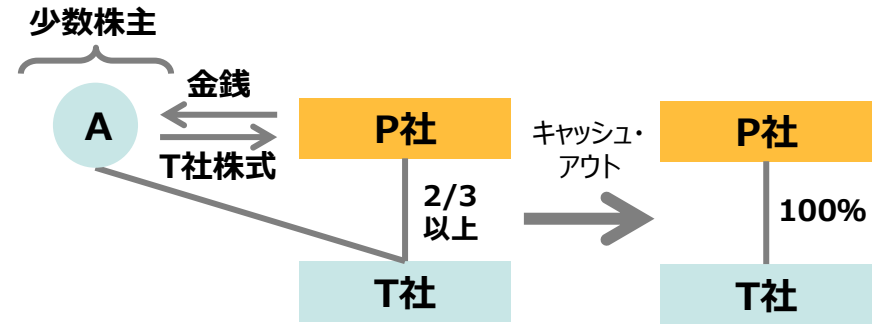
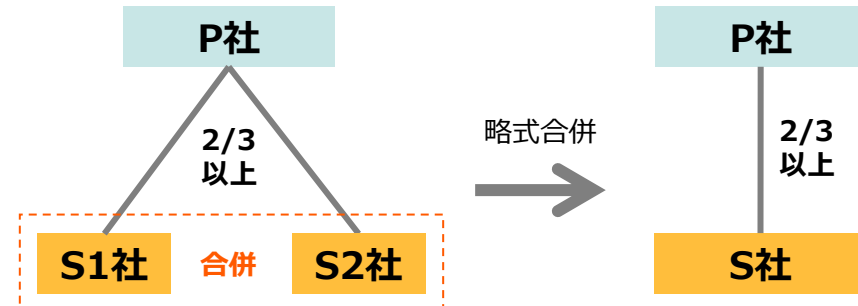
会社法上、略式組織再編・株式等売渡請求等に9/10以上の議決権保有が必要だが、特例措置では**2/3以上に引き下げ**

スキーム

【特例の対象】事業譲渡・譲受け・合併・会社分割・株式交換の略式手続、または株式等売渡請求

略式組織再編

キャッシュ・アウト



会社法上の必要議決権

9/10以上

特例による必要議決権

2/3以上

※略式組織再編：合併などの組織再編を行う場合において、一方の会社が他方の会社の議決権の90%を保有する場合、他方の会社の株主総会特別決議を省略できる制度

※株式等売渡請求制度：対象会社の株主総会特別決議を要することなく、機動的にキャッシュ・アウトを行うことを可能とする制度

※キャッシュ・アウト：支配株主が、少数株主の保有する株式の全部を、少数株主の個別の承諾を得ることなく、金銭を対価として取得すること

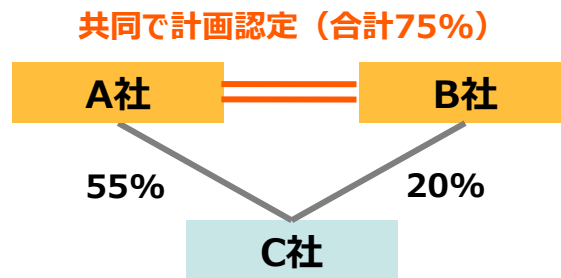
※完全子会社化（100%化）は、一体的なグループ経営等による企業価値向上のために有効な方策

その実施手段として、機動的なキャッシュ・アウトのために平成26年会社法改正により株式等売渡請求制度が創設

# (参考) 組織再編の円滑化 ～略式組織再編 (平成30年改正強化法にて拡充)

強化法の改正後は、共同認定の際に**複数事業者が保有する議決権を合算し合計で2/3以上**であれば、略式組織再編の特例を適用可能

スキーム



現行法上  
支援  
対象外

改正で  
支援  
対象へ

平成30年改正前

単独で2/3以上の  
議決権保有が必要

改正後の特例要件

合計で2/3以上の  
議決権保有が必要

※略式組織再編：合併などの組織再編を行う場合において、一方の会社が他方の会社の議決権の90%を保有する場合、他方の会社の株主総会特別決議を省略できる制度。  
現行強化法では、議決権保有要件を90%→3分の2に引き下げる会社法特例を措置。

※複数事業者の完全子会社が保有する議決権も合算可能

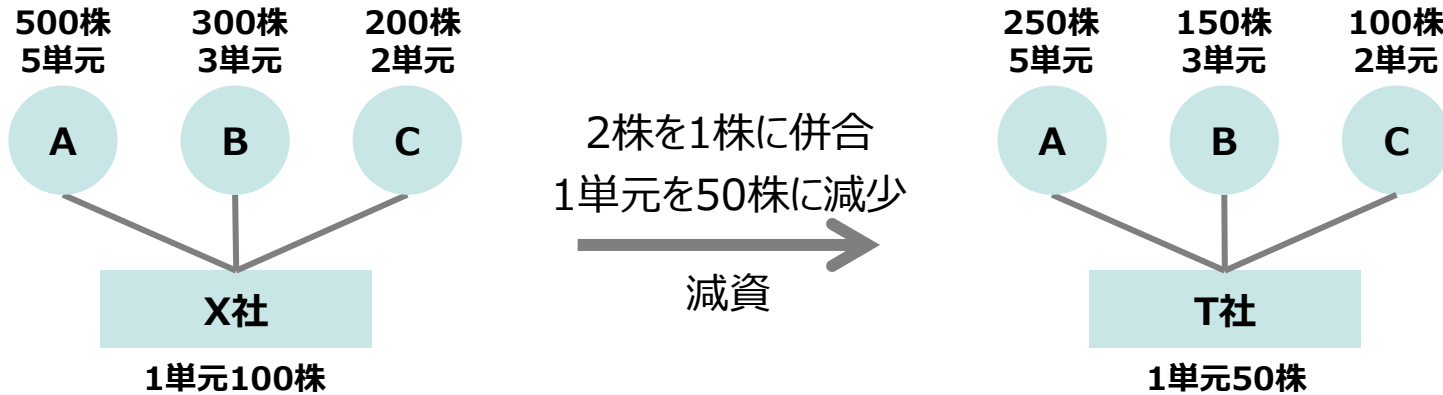
※共同認定を受けた複数の事業者のうち、1社が対象会社を関係事業者としていることが必要

# 会社法③ 株式併合の円滑化

会社法上、株式併合時に株主総会特別決議が必要だが、特例措置では一定の要件に該当するものについて、株主総会特別決議が不要に

スキーム

【特例の対象】株式併合。減資と同時かつ既存株主に影響が少ないもの（一定の要件）。



会社法

株主総会  
特別決議が必要

特例措置

株主総会  
特別決議が不要

※減資：資本金、資本準備金又は利益準備金の額の減少

※既存株主に影響が少ないもの：株式の併合と同時に一単元の株式の数を減少又は廃止することにより、各株主が保有する単元数が減少しない場合

# 会社法④ 株式を対価とするM&Aの円滑化

会社法上、株式対価M&Aの際に現物出資規制等が適用されるが  
特例措置では、**現物出資規制等が不適用となる**

## 現物出資規制

## 有利発行規制

### 会社法

#### 検査役調査

原則として裁判所が選任する**検査役による調査**が必要。  
調査期間が法定されていないため、**買収の日程を確定できない。**

#### 不足額填補責任

対象会社株式の価額に著しい下落が生じた場合、対象会社株主と買収会社の取締役等が買収会社に**不足額を填補する責任**を負う可能性がある。

#### 株主総会特別決議

対象会社株式の価額に一定のプレミアムを付した交換比率を設定する場合、買収会社において**株主総会の特別決議**が必要となる可能性がある。

### 特例措置

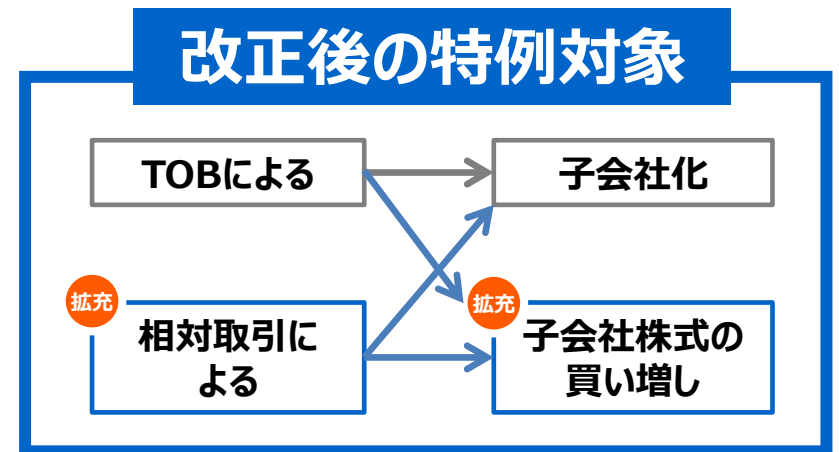
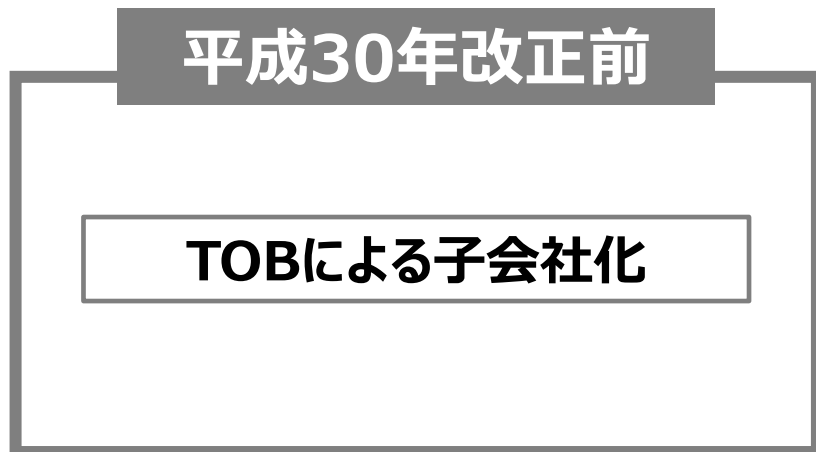
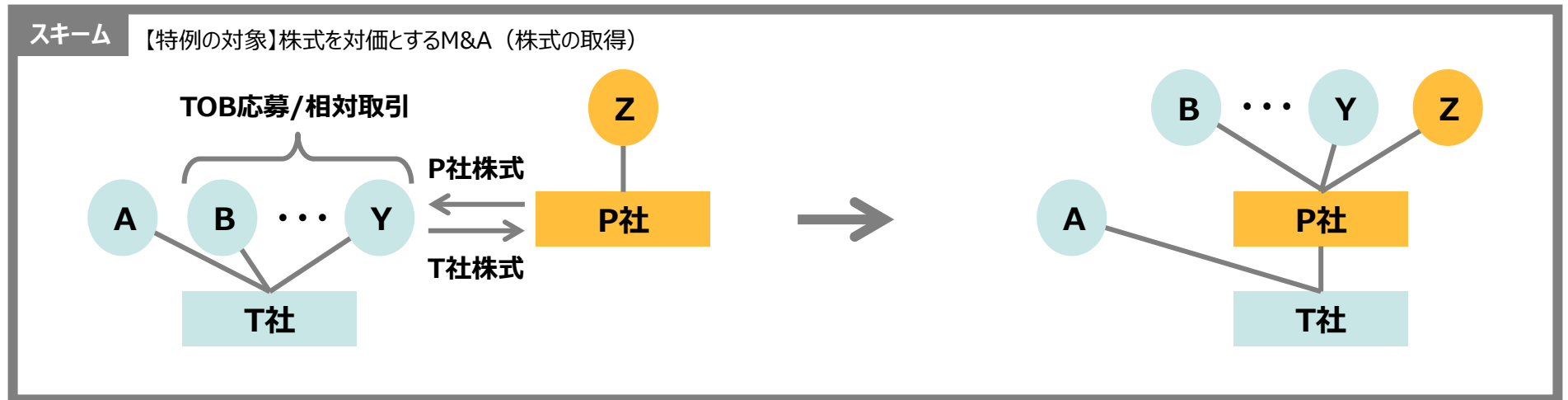
**検査役調査不要**

**不足額填補責任なし**

**原則必要だが、簡易要件を満たせば不要**

# (参考) 株式を対価とするM&Aの円滑化 (平成30年改正強化法にて拡充)

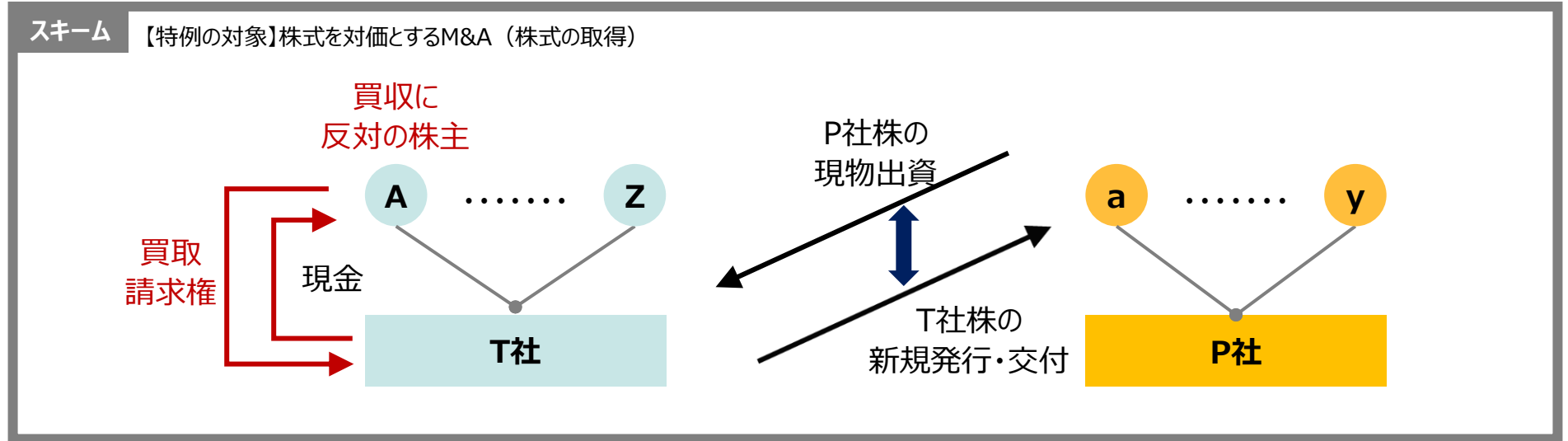
改正後の会社法特例の対象はTOB (公開買付け) による子会社化に限定されず、**特例の対象が大幅に拡大**



※株式対価M&Aに関する会社法特例：現物出資規制 (検査役調査、不足額填補責任) ・有利発行規制なし、簡易要件を満たせば株主総会特別決議も不要

# (参考) 株式を対価とするM&Aの円滑化 (令和3年改正強化法にて拡充)

反対する株主は事業者に対して株式の買取りを請求することが可能だが、改正後は**事業者が上場会社である場合に限り**買取請求権の適用を除外



これまでの特例措置

**反対株主に株式  
買取請求権を付与**



改正後の特例措置

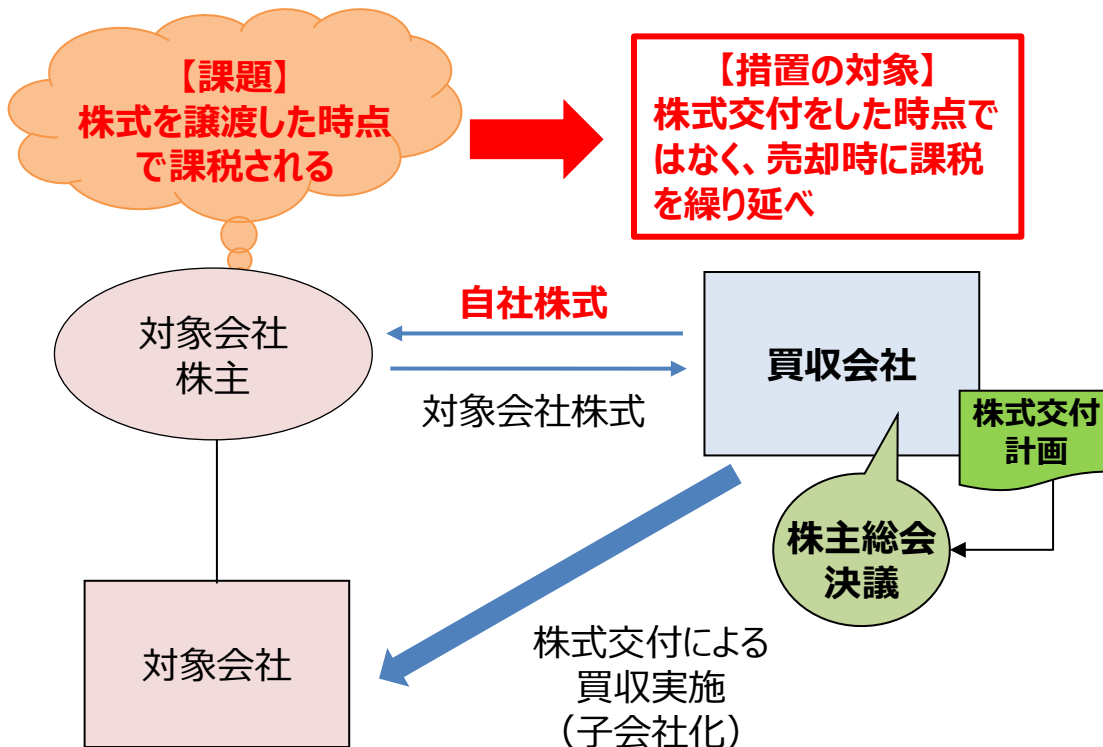
**上場会社に限って適  
用除外とする**

## (参考) 自社株式等に対価とするM&Aの円滑化のための税制措置

- 会社法改正で創設された株式交付制度を用い、買収会社が自社の株式を買収対価としてM&Aを行う際の対象会社株主の株式譲渡益の課税を繰り延べる（株の売却時に課税）。
- 実効的な制度とするため、事前認定を不要とし、現金を対価の一部に用いるものも対象とする（総額の20%まで）とともに、恒久的な制度として創設。

改正概要

【期限の定めなし】

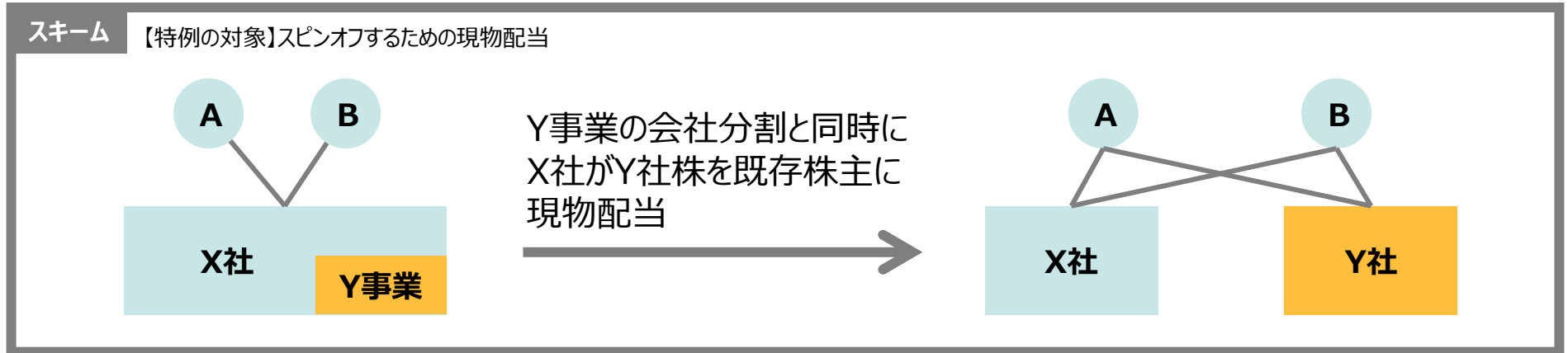


### 措置のポイント

- ① 事前認定不要
- ② 恒久的な措置
- ③ 現金を対価の一部に用いることも可能（総額の20%以下まで）

# 会社法⑤ スピノフの円滑化（平成30年改正強化法にて新設）

会社法上、スピノフでは現物配当するために株主総会特別決議が必要だが、特例措置では、**実施手続の簡略化が可能**



会社法上の必要決議

**株主総会特別決議**

特例による必要決議

**取締役会決議又は  
株主総会普通決議**

※スピノフ：特定の事業部門や子会社を切り出して資本関係の無い別会社とし、経営を独立させる取組。

切り出された事業部門が、迅速・柔軟な意思決定や独自の資金調達をできるようになることなどにより、企業価値向上の実現が期待される。

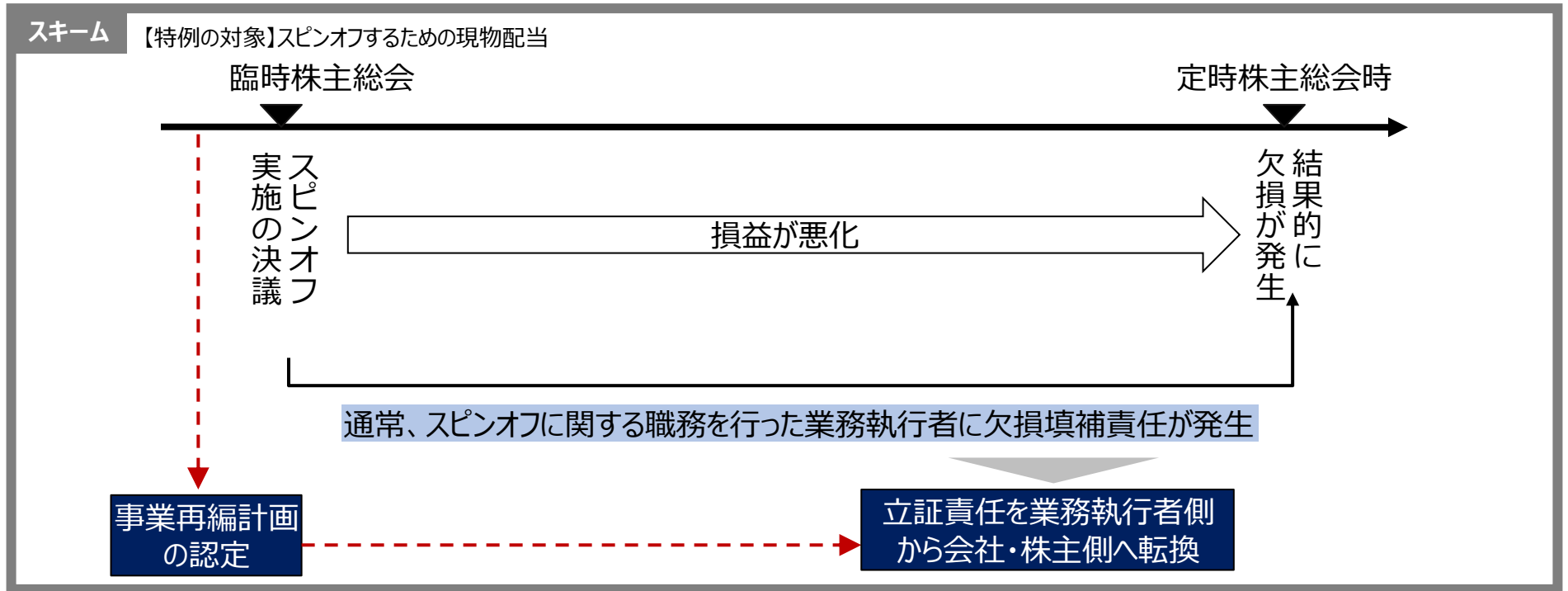
※必要な決議：金銭配当を取締役会で随時決定できる会社は取締役会決議、その他の会社は株主総会普通決議。なお、会社分割に関する決議は別途必要

※平成29年度税制改正により、一定の条件を満たすスピノフについて、スピノフを行う会社への譲渡損益や株主への配当についての課税繰延べを措置

※なお、スピノフされた会社の株式が遅滞なく上場予定であることを要件とする。

# (参考) スピンオフの円滑化 (令和3年改正強化法にて拡充)

会社法上、スピンオフを実施した取締役等は欠損填補責任を負うが、改正後は**悪意・重過失があった場合に限り同責任を負うこととする**



## 会社法

悪意・重過失に限らず  
欠損填補責任を負う

## 特例措置

悪意・重過失の場合に限って  
欠損填補責任を負う

# (参考) スピンオフ実施の円滑化に向けた税制支援

スピンの準備段階や実行段階において、**移転資産(株式)に対する譲渡損益課税を繰延べ、株主に対するみなし配当(配当)についての課税を対象外とする。**

平成30年度  
改正

準備段階

平成29年度  
改正

実行段階

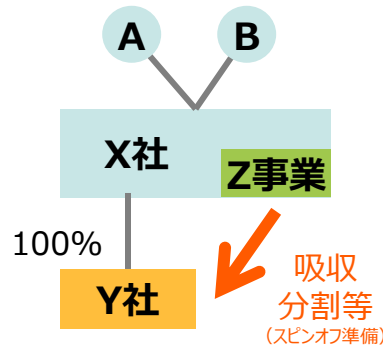
① **特定の事業**を  
スピンのする場合  
(適格分割型分割)

なし

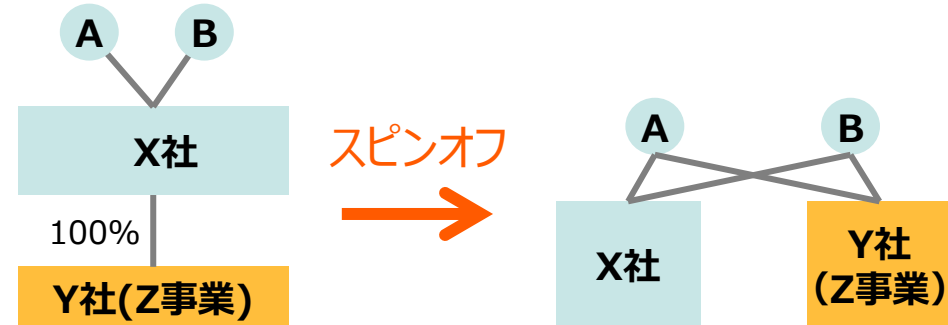


- ✓ Y社への移転資産に係る譲渡損益は認識されない
- ✓ 株主に対するみなし配当課税は生じない

② **完全子法人**を  
スピンの場合  
(適格株式分配)



- ✓ Y社への移転資産に対する譲渡損益課税を繰延べ



- ✓ Y社株式に係る譲渡損益は認識されない
- ✓ 株主に対する配当課税は生じない

# (参考) スピンオフが適格組織再編に該当するための要件概要

## 適格分割型分割の要件

※単独新設分割かつ以下の要件を満たすことが必要

要件	内容
非支配要件	分割法人が分割の直前に他の者による支配関係がない法人であり、かつ、分割承継法人が分割後に他の者による支配関係があることとなることが見込まれていないこと
株式のみ按分交付要件	分割により分割法人が交付を受ける分割承継法人の株式の全てが分割法人の株主に交付されるもので、分割法人の株主の持株数に応じて分割承継法人の株式のみが交付されること
主要資産等移転要件	分割事業に係る主要な資産・負債が分割承継法人に移転すること
従業員引継要件	分割事業に係る80%以上の従業員が分割後に分割承継法人の業務に従事することが見込まれること
事業継続要件	分割事業が分割承継法人において分割後も引き続き行われることが見込まれること
役員引継要件	分割法人の役員又は分割事業に従事している重要な使用人のいずれかが分割承継法人の特定役員となることが見込まれること

## 適格株式分配の要件

要件	内容
非支配要件	現物分配法人が分配の直前に他の者による支配関係がない法人であり、かつ完全子法人が株式分配後に他の者による支配関係があることとなることが見込まれていないこと
株式のみ按分交付要件	完全子法人株式の全てが移転するもので、分配法人の株主の持株数に応じて完全子法人の株式のみが交付されること
従業員継続要件	80%以上の従業員が完全子法人の業務に引き続き従事することが見込まれること
事業継続要件	完全子法人の主要な事業が完全子法人において、株式分配後も引き続き行われることが見込まれること
役員継続要件	特定役員の全てが株式分配に伴い退任するものでないこと

# (参考) 『「スピノフ」の活用に関する手引』の策定

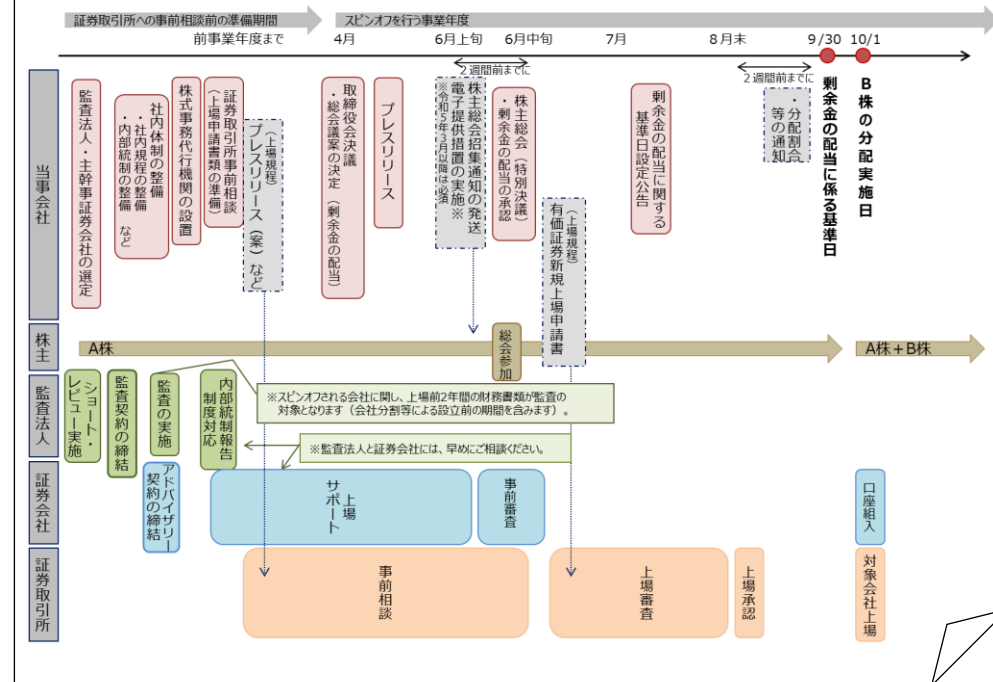
## スピノフの活用を促すため、経済産業省では2026年5月に『「スピノフ」の活用に関する手引』を改訂・公表

- スピノフの実施事例は日本にほとんどなく、関連法令等との関係で実際にどう進めればよいか明確となっていない点が実務上の課題
- これに対応するため、想定スケジュールを示すとともに、会社法、金商法、会計など、税制以外の制度についても、実務的な視点からQ & A形式で解説

### 目次

1. スピノフに関する税制措置の概要	.....	P2
2. Q&A	.....	P11
【一般的なQ&A】	.....	P16
【上場に関するQ&A】	.....	P27
【税務に関するQ&A】	.....	P34
【会計に関するQ&A】	.....	P54
(参考1) 組織再編成税制の概要	.....	P57
(参考2) 産業競争力強化法（スピノフに関する会社法特例）	.....	P64
(参考3) 産業競争力強化法（パーシャルスピノフの課税の特例）	.....	P69

(参考) 想定される各種手続きとスケジュール (株式分配) ※3月決算会社で10月1日を効力発生日とする例

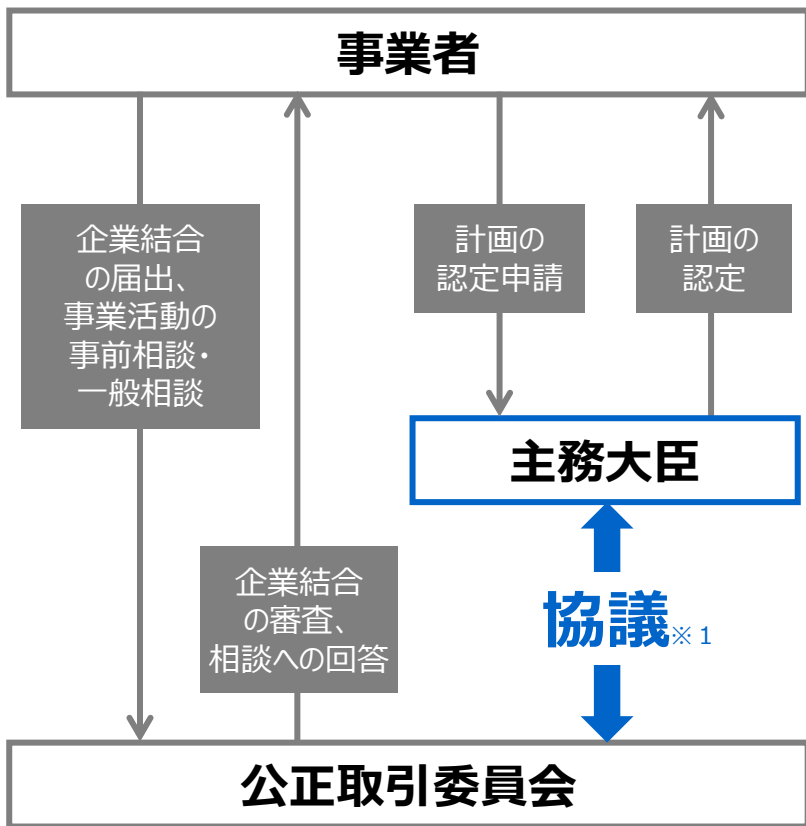


## 認定計画に対する支援措置

- ✓ 税制
- ✓ 金融支援
- ✓ 会社法
- ✓ **独禁法**

# 独禁法 事業再編関連措置に係る公正取引委員会との協議

認定審査中の計画に従い行おうとする事業再編関連措置が下記要件に該当する場合  
**主務大臣は、競争環境への影響等について公正取引委員会と協議**<sup>※1</sup>



## 『協議』の要件

独占禁止法上の届出を要する場合、協議を行う。

以下の独占禁止法の各規定及び公正取引委員会の[企業結合に関するwebページ](#)等を参照。

### 強化法施行令 12条1号

- 株式取得 …………… 独占禁止法第10条第2項
- 合併 …………… 同法第15条第2項
- 共同新設分割 …………… 同法第15条の2第2項
- 吸収分割 …………… 同法第15条の2第3項
- 共同株式移転 …………… 同法第15条の3第2項
- 事業の譲受け等 …………… 同法第16条第2項

### 強化法施行令 12条2号

独占禁止法上の届出対象ではないものの、**二以上の事業者により共同して行われるものであり、一定の売上高要件**<sup>※2</sup>を満たす場合には、協議を行う<sup>※3</sup>。

- 共同出資会社の設立
- 共同生産・販売・研究等の業務提携
- LLP等の組合契約 等

※1 再編計画が「適正な競争が確保」されるものであることに関し、主務大臣と公正取引委員会の判断の整合性を確保するために行うもの。【強化法25条】公正取引委員会から事業再編関連措置に関して独占禁止法に抵触しない旨の回答が得られている場合、公正取引委員会が一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなると通常考えられないと判断する基準（公正取引委員会「[企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針](#)」参照。）に該当することが明らかである場合その他適正な競争の確保が図られると認められる事由があるときは、協議が簡略化される。【事業再編の実施に関する指針 四イ】

※2 当該事業者のうち、いずれか一の事業者に係る国内売上高合計額（当事者の親会社、子会社、兄弟会社等、同一の企業結合集団に属する会社の国内売上高を含む。）が200億円を超え、かつ、他のいずれか一の事業者に係る国内売上高合計額が50億円を超える場合。

※3 当該事業者の全てが同一の企業結合集団（独占禁止法第10条第2項参照）に属する場合を除く。

# アジェンダ

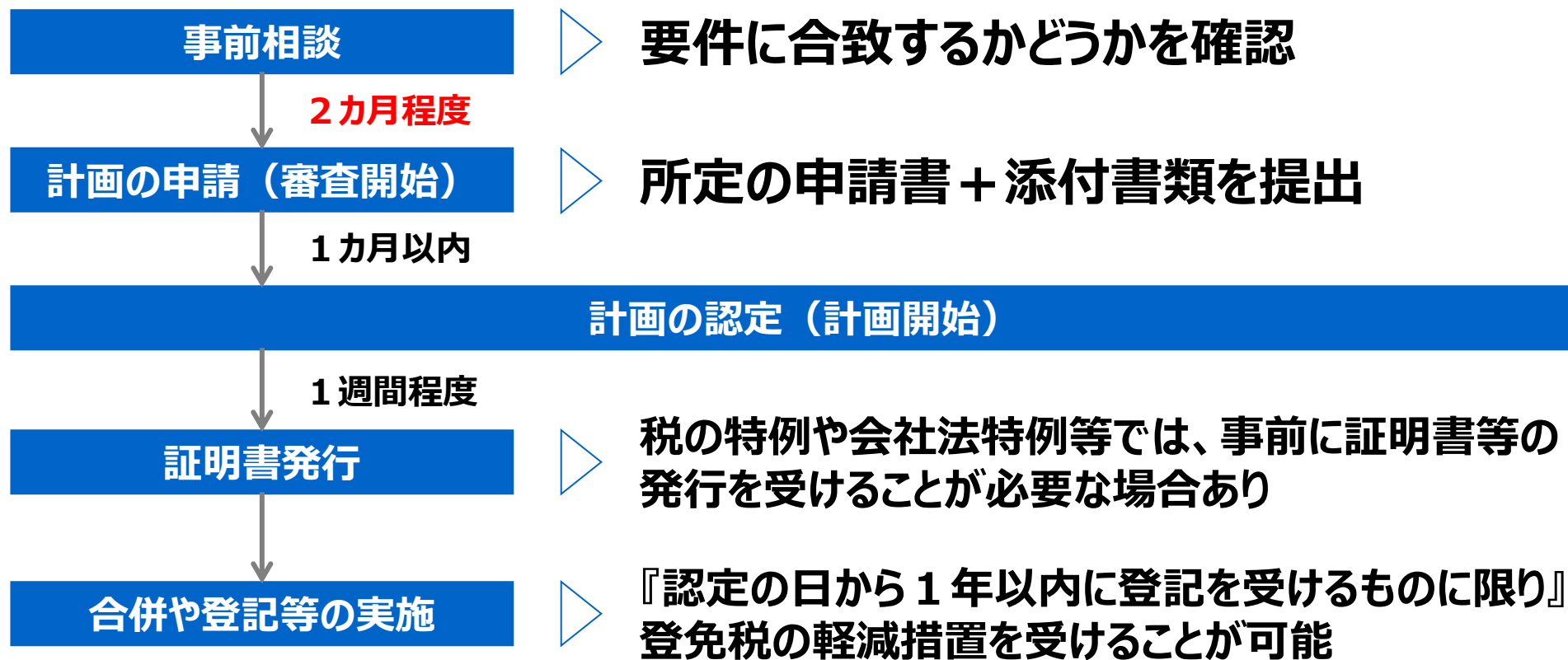
1. 再編計画について

2. 支援措置について

3. スケジュール等

# 申請手続きのスケジュール

計画の認定を希望する際、**計画の認定(計画開始)**を予定している時点から、**約3カ月程度前**に事業を所管している省庁への事前相談が必要



※上記スケジュールはあくまで目安で、計画内容・希望する支援措置（中小機構の債務保証等を希望する場合）により前後します。

※公正取引委員会の協議を行う計画については、公正取引委員会との協議が必要となるため、申請から認定までの審査期間が1ヶ月を超える場合があります。

# 認定後について

認定を受けた計画は、各認定省庁のホームページ等で**事業再編の実施時期の開始の日までに公表**されます。公表される資料は申請書に記載された計画部分と措置の内容となりますが、企業の事実上の機密に該当する部分については、公表対象外とすることが出来ますので、ご相談ください。

## □ 計画の実施状況の報告

計画期間中の毎事業年度、計画の実施状況について、所定の様式に従って報告いただきます。報告書の提出時期は原則、認定企業の**事業年度終了後3ヶ月以内**となります。

なお、事業年度の途中であったとしても、計画の実施に影響する事実が生じた、もしくは生じる恐れがある場合は、ただちに認定省庁にご相談ください。

## □ 計画の変更

実施中に計画を大きく変更する場合には、変更申請を行い、その認定を受ける必要があります。例えば、生産性向上の目標値の大幅な変更や、合併時期・増資額の変更などが対象となります。

計画変更の際の認定基準は、**当初の申請時と同じ基準が適用**され、また、**変更認定の後に公表**される点も同様です。

## □ 計画の終了

計画の実施期間が終了すれば、その結果を報告いただきます。

# 問合せ先

## □ 全体窓口

経済産業省 経済産業政策局 産業創造課 (直通) 03-3501-1560

## □ 計画認定の各省庁窓口

計画認定は、事業を所管している省庁が行いますので、計画の対象となる事業を所管している省庁にご相談ください。

複数の省庁にまたがった事業を行っている事業者は、作成した計画で改革に取り組もうとする主な事業を所管している省庁に、まずご相談ください。複数省庁による「共同認定」となるケースもあります。

なお、事業再編計画において、資本金の額または出資の総額が100億円以下の事業者の場合、全国9カ所の各地方経済産業局にてお手続きが可能です。

※担当省庁が分からない場合や、産業競争力強化法の一般的な解釈についてのお問い合わせは、経済産業省産業創造課までお願いいたします。

省庁	主な担当業種	担当課室	電話番号
経済産業省	製造業、流通・小売業	経済産業政策局 産業創造課	03-3501-1560
金融庁	金融機関	総合政策局 総合政策課	03-3506-6000
警察庁	警備業	生活安全局 生活安全企画課	03-3581-0141
総務省	通信・放送業	情報流通行政局 地域通信振興課	03-5253-5857
財務省	たばこ事業、塩事業	理財局 総務課たばこ塩事業室	03-3581-4111
	酒類業	国税庁 課税部 酒税課	03-3581-4161
厚生労働省	医薬品製造業	医政局 医薬産業振興・医療情報企画課	03-5253-1111
農林水産省	食品産業	大臣官房新事業・食品産業部 新事業・食品産業政策課	03-3502-8111
国土交通省	運輸業	総合政策局 交通政策課	03-5253-8111
	建設業	不動産・建設経済局 建設市場整備課	
環境省	廃棄物処理業	環境再生・資源循環局 資源循環課	03-6205-4903